

今月の税務トピックス

(中小企業者等における賃上げの促進に係る税制の見直し)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

令和3年度税制改正では、コロナ禍において労働者を取り巻く環境が大きく変化する中で、中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げを行う企業を下支えさせる観点から、中小企業における従業員向けの給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（いわゆる所得拡大促進税制）の要件が見直されました。

本稿では、その改正の内容とその実務上の留意点について解説します。

I 改正の内容

青色申告書を提出する中小企業者（中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除きます。）等が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度（「人材確保等促進税制（措法42の12の5①）」の規定の適用を受ける事業年度、設立事業年度、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は対象外とされます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合（以下単に「賃上げ率」といいます。）が1.5%以上であるときは、調整前法人税額から控除対象雇用者給与等支給増加額の15%（特別税額控除率の上乗せ措置の要件を満たす場合には、25%）相当額の中小企業等税額控除限度額が控除できます。

ただし、中小企業等税額控除限度額は、当期の調整前法人税額の20%相当額が上限とされます（措法42の12の5②）。

II 適用関係

前述したIの改正は、法人の令和3年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得税に対する法人税については、なお従前の例によります（令和3年改正法附則43）。

III 用語の意義

1 国内雇用者

法人の使用人（法人の役員及びその役員の親族など特殊関係のある者及びその法人の使用人兼務役員を除きます。）のうちその法人の有する国内の事業所に勤務する者として「賃金台帳（労基法108）」に記載された者とされます（措法42の12の5③九、

措令27の12の4の2③⑭⑮、措規20の10①～③）。

そこで、賃金台帳に記載される日雇い労働者は、国内雇用者とされます。

2 控除対象雇用者給与等支給増加額

中小企業者等の雇用者給与等支給額（適用年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）から中小企業者等の比較雇用者給与等支給額（適用年度開始の日の前日を含む事業年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）を控除した金額（その金額が中小企業者等の適用年度の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額）とされます（措法42の12の5②）。

3 調整雇用者給与等支給増加額

適用年度の雇用安定助成金額を控除した「雇用者給与等支給額」から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額とされます。

おわりに

所得拡大促進税制は、企業の内部留保などの「眠れる資産」を従業員給与等として分配することによって、個人の所得水準の改善を通じた消費・投資の喚起を推奨するための制度とされています。

令和3年度税制改正では、賃上げ率を計算する対象者が当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある「継続国内雇用者」から「国内雇用者」に見直されました。この改正によって、国内雇用者1人1人に対する賃上げ・雇用増に対する中小企業者等における賃上げインセンティブが与える制度に改組されるとともに、手続きによる事務負担が大幅に緩和されます。

なお、所得拡大促進税制を適用している中小企業者等の多くは、税額控除限度額の足切りによって特別税額控除額の枠を使い切っていない現況となっていますので、税額控除限度額の枠の引き上げ及び税額控除限度額の控除余裕額の1年間繰越し制度の導入が望まれます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。